

1. 国が示す地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点とは、障害者が安心して暮らし続けられるよう、複数の事業所、関係機関により、居住支援を含めた様々な支援を切れ目なく提供し、障害者の生活を地域全体で支援する体制を構築することである。

◆整備の目的

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者やその家族の緊急事態の対応を図るもので、下記の2つの目的を持つ。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等を活用した受け入れ
- ② 施設や親元からグループホーム(GH)、一人暮らし等への生活の場に移行しやすくする支援を提供する体制を整備する

◆必要な機能

既に地域にある機能も含め、下記の5つの機能を原則とし、地域の実情を踏まえ、必要な機能を市町村で判断し、整備を行うものとされている。

必要な機能	内容
①相談	各相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う機能
②緊急時の受け入れ対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場の提供(居住支援)	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

◆整備手法の類型

国は地域生活支援拠点の整備の類型として、必要な機能を特定の施設に集約させる「多機能拠点整備型」と地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」の2パターンを例示している。原則となる5つの機能が提示されているが、各地域のニーズや既存サービスの整備状況など、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断を市町村が行うこととされている。

2. 寒川町における地域生活支援拠点システムについて

寒川町には、指定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所や地域生活支援活動センターなどの既存の社会資源がある。このような既存の事業所や機関を活かしつつ、一部の足りない機能を加える、「面的整備型」として整備を進めるのが望ましいと考える。

面的整備型として整備を進めるとなると、それぞれの事業所や機関が拠点機能を分担し、各機関が連携することで地域を支える体制を構築していくこととなる。

寒川町における地域生活支援拠点を面的整備型と仮定し、寒川町の地域生活支援拠点について、以下、「(仮称)寒川町型地域生活支援拠点システム」と呼称する。

面的整備型を基本とした寒川町型地域生活支援拠点システムを考えるにあたり、自立支援協議会で協議することとなるが、より現実的な議論をする必要があったため、ワーキンググループを設置し、寒川町の重点的な課題である、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場の提供の3点を中心に議論を行った。

ワーキンググループでの意見を基に、寒川町における課題と課題解決のために必要な事項等を挙げ、寒川町型地域生活支援拠点システムの構想をまとめた。

3. 寒川町における課題と課題解決のために必要なこと

機能	寒川町の課題	課題解決のために必要なこと
①相談	緊急時に24時間365日の受付体制が整っていない。	★緊急時の相談を受ける拠点コーディネーターを配置し、緊急性のある相談について24時間365日受付できる体制を整備する必要がある。
	緊急時支援の際に必要な最低限の情報を速やかに得る体制が整っていない。	★緊急時に備え、拠点コーディネーターや事業所間での情報共有体制を構築する必要がある。
②緊急時の受け入れ対応	緊急時に対応できる短期入所施設が確保できていない	★緊急時にも受け入れ可能な短期入所施設を整備する必要がある。
	緊急時における短期入所利用者の受け入れに必要な情報が不足しており、受け入れ先がない、または、支援に苦慮する。	★緊急時に備え、拠点コーディネーターや事業所間での情報共有体制を構築する必要がある。
③ 体験の機会・場の提供 (居住支援)	地域移行や親元からの自立のために、GHの活用や体験利用が必要となる。GHの需要は今後も伸びる見込みであり、更なる整備が必要。	町内外のGHのショート利用の推進や、庁内へ参入希望の事業所への協力体制強化の必要がある。
	親亡き後や緊急時を想定し、日中活動の場を含めた体験の場が必要。	通常のサービス計画に体験利用を盛り込んでいく必要がある。
④専門的人材の確保・養成	多問題、複合問題を抱えるケースが増加しているため、対応できる相談支援専門員の確保が必要。	★基幹相談支援センターを中心に専門的な人員の確保と、福祉の人材育成として研修等の実施が必要である。
	相談支援専門員を含む支援員全体のスキルアップが必要。	
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保する必要がある。	自立支援協議会において地域の課題やニーズの把握を行う必要がある。
	医療機関等も含めた地域の社会資源の連携体制の構築等を行う必要がある。	基幹相談支援センターを中心に連携体制の構築を行う必要がある。

4. 寒川町型地域生活支援拠点システムのうち早急に整備する必要がある機能

当町においては、地域生活支援拠点システムの目的である、緊急時の相談・受け入れ体制の整備が十分ではないことから、緊急時の相談受付体制と緊急受け入れ施設の整備が急務である。

そのため、国が示す地域生活支援拠点機能のうち、**①相談、②緊急時の受け入れ対応**を寒川町型地域生活支援拠点システムとして早急に整備をする必要がある。

5. 寒川町型地域生活支援拠点システムにおける各事業所・機関の役割

拠点システムにおける役割は次のとおりとし、各事業所・機関が連携して一体的に機能する。

①相談

A コーディネーター

(拠点コーディネーター)

・基幹相談支援センター

緊急時に備え、拠点コーディネーターや各事業所間で情報共有をするための体制を整備する

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する

プランを参考にした緊急時の受入れ先等即時に調整

かけつけ隊の調整

緊急対応後の居住支援(出口支援)のケース会議開催の調整等のコーディネート

支援困難事例等に関するケース会議を開催する

地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

(日々のコーディネーター)

・相談支援事業所

短期入所施設への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する

基幹相談支援センターが主催する支援困難事例等に関するケース会議に出席する

関係機関との連携

日ごろから、緊急時や地域移行を見据えたプランの作成とサービス利用の支援

準備、練習の組み立て

よく知っている人のリスト

B 緊急時相談(基幹相談支援センター)

- ・短期入所施設への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
- ・拠点コーディネーターが主催する支援困難事例等に関するケース会議に出席する。
- ・拠点コーディネーターとともに、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する。
- ・日ごろから、地域移行を見据え、各種体験を計画に反映させるなどの支援や情報を提供する。

② 緊急時の受け入れ対応

C 居室の確保(町外短期入所事業所を想定)

- ・介護者の急病等の緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
- ・緊急時の居室の確保(連絡体制の確保と準備のための事務費、診療に関する医師への謝礼)
対象者:緊急時に自宅や一時的な宿泊場所では対応ができない、重度の身体障がいや知的障がいの方を想定

D 一時的な宿泊場所(緊急時ステイ事業:既存町内事業所等を想定)

- ・緊急時の居室の確保(連絡体制の確保と準備のための事務費、診療に関する医師への謝礼)
対象者:短期入所事業所の利用対象とならない精神障がいのある方や、緊急時自宅での対応が困難な軽度の知的障がいのある方を想定

E 緊急時の食の提供(既存町内事業所を想定)

- ・緊急時の状況に応じて、お弁当などの食事を提供する。

F 緊急時かけつけ隊(緊急時ステイ事業:既存町内事業所を想定)

- ・緊急一時的な支援者を派遣(実際に派遣した支援者に係る費用)
自宅や一時的な宿泊場所へ派遣し、通常サービスへの調整が終了するまで支援する

③ 体験の機会・場の提供(居住支援)

- ・GHや通所など、体験利用加算等を利用して障害福祉サービスによる体験
- ・相談支援事業所の協力による、通所や通院、家事の同行による体験
日々のコーディネート(指定・特定相談支援事業所)の中で、障がい福祉サービスにおける体験を障害福祉サービス利用計画の中に反映

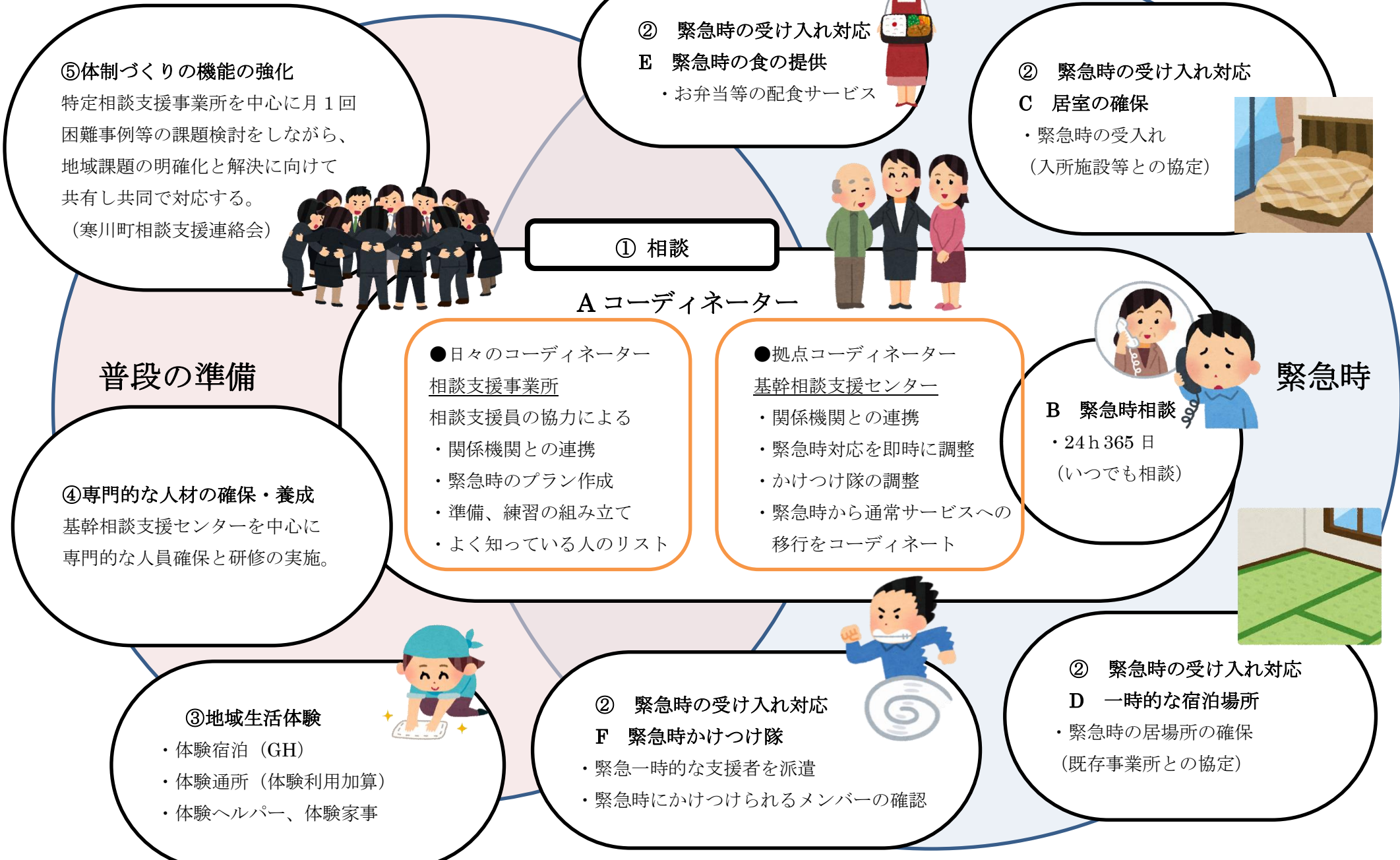
④ 専門的人材の確保・養成

基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員を中心に、地域の障がい福祉の人材育成を目的とした研修等を実施する。

⑤ 体制づくりの機能の強化

寒川町委託相談支援事業所連絡会を設置し、困難事例等の課題検討をしながら、地域課題の明確化と解決について、共有し共同で対応する。

寒川町地域生活支援拠点整備のイメージ



⑤体制づくりの機能の強化

特定相談支援事業所を中心に月1回困難事例等の課題検討をしながら、地域課題の明確化と解決に向けて共有し共同で対応する。

(寒川町相談支援連絡会)



① 相談

A コーディネーター



普段の準備

④専門的な人材の確保・養成

基幹相談支援センターを中心に専門的な人員確保と研修の実施。

- 日々のコーディネーター相談支援事業所
相談支援員の協力による
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 緊急時のプラン作成
 - ・ 準備、練習の組み立て
 - ・ よく知っている人のリスト

- 拠点コーディネーター基幹相談支援センター
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 緊急時対応を即時に調整
 - ・ かけつけ隊の調整
 - ・ 緊急時から通常サービスへの移行をコーディネート

B 緊急時相談

- ・ 24h 365日
(いつでも相談)



緊急時

② 緊急時の受け入れ対応

E 緊急時の食の提供

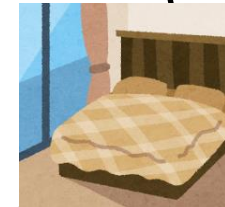
- ・ お弁当等の配食サービス



② 緊急時の受け入れ対応

C 居室の確保

- ・ 緊急時の受入れ
(入所施設等との協定)



③地域生活体験

- ・ 体験宿泊 (GH)
- ・ 体験通所 (体験利用加算)
- ・ 体験ヘルパー、体験家事



② 緊急時の受け入れ対応

F 緊急時かけつけ隊

- ・ 緊急一時的な支援者を派遣
- ・ 緊急時にかかけつけられるメンバーの確認



② 緊急時の受け入れ対応

D 一時的な宿泊場所

- ・ 緊急時の居場所の確保
(既存事業所との協定)

